

○議長（小林哲雄）

再開いたします。

午後 3 時 1 0 分

○議長（小林哲雄）

平成 27 年度開成町一般会計予算、細部説明を順次、担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、平成 27 年度開成町予算でございます。

1 ページ目をご覧ください。

議案第 24 号 平成 27 年度開成町一般会計予算。

平成 27 年度開成町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 50 億 3,699 万 1,000 円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

地方債。

第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、「第 3 表 地方債」による。

一時借入金。

第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 5 億円と定める。

歳出予算の流用。

第 5 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 27 年 3 月 3 日提出、開成町長、府川裕一。

次のページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算、歳入です。1 款町税から、4 ページ、20 款町債まで。5 ページ、歳出に移りまして、1 款議会から、6 ページ、13 款予備費まで。歳入歳出ともに、総額 50 億 3,699 万 1,000 円の予算額となっております。

7 ページをお願いいたします。

こちらは、第 2 表、債務負担行為です。

事項です。開成町土地開発公社に係る債務保証、期間、平成 27 年度、限度額 5 億円、こちらは例年どおりの設定でございます。

続いて、町村共同システム用端末等第4次増設賃借料、期間、平成28年度から平成32年度まで、限度額234万9,000円。同システム用の機器の追加リースに伴うものでございます。

開成町東口公共施設等賃借料、期間、平成28年度から平成47年度まで、限度額1億6,777万8,000円。平成28年4月に開設をいたします子育て支援センター及び駅前連絡所の借り上げに係る20年、239カ月分の賃借料について、翌年度分以降について限度額設定をしているものでございます。

続いて、パレットガーデン自治会地域集会施設賃借料、期間、平成28年度から平成47年度まで、限度額1億6,707万6,000円。こちらは、平成28年2月から供用開始をいたしますパレットガーデン自治会地域集会施設の借り上げに係る20年、238カ月分の賃借料について、翌年度以降の分について限度額設定をするものでございます。

続いて、グループウェア兼ウィルスサーバ賃借料、期間、平成28年度から平成32年度まで、限度額303万8,000円。内部情報系グループウェア及びウィルスサーバのリースに伴い限度額設定をするものでございます。

続いて、公共施設等総合管理計画策定業務委託料、期間、平成28年度、限度額300万円。公共施設等総合管理計画を平成27年、28年の2カ年で策定することに伴い限度額設定するものでございます。

開成水辺スポーツ公園指定管理料、期間、平成28年度から平成31年度まで、限度額6,400万円。新たな指定管理者の決定に伴う指定管理料限度額設定でございます。

グリーンリサイクルセンター指定管理料、期間、平成28年度から平成31年度まで、限度額2,800万円。こちら、新たな指定管理者の決定に伴う指定管理料限度額設定でございます。

園・学校校務用パソコン賃借料、期間、平成28年度から平成32年度まで、限度額3,728万6,000円。幼稚園、小・中学校の校務用パソコンの一括調達に伴う5年間分のリース料の限度額設定でございます。

開成南小学校児童用パソコン賃借料、期間、平成28年度から平成32年度まで、限度額1,499万9,000円。児童用パソコンの一部更新に伴う5年間分のリース料の限度額を設定するものでございます。

8ページに移ります。

第3表、地方債です。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額3億円、同じく町道改良事業債、2,130万円、小学校運動場改修事業債、2,660万円、グリーンリサイクルセンター整備事業債、5,270万円、計として4億60万円、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

続いて、一般会計予算に関する説明を順次させていただきます。別冊の歳入歳出事業別説明書と予算書を併用いたしまして説明をさせていただきます。なお、説明に当たっては、些末なところは適宜省略をしながらご説明をさせていただきたいと思っております。

ので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、歳入になります。予算書は12、13ページ、説明書は2、3ページをお開きください。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、歳入、町税からご説明いたします。

個人町民税の均等割でございます。内容といたしましては、その年の1月1日現在で住民登録または居住している者の前年中の給与などの所得に応じて課税される個人の町民税の均等割分でございます。平成26年度から35年度までは復興増税分として年税額に500円が上乗せされ、単価といたしまして3,500円、課税対象者数が8,126人に徴収率98.9%を乗じて算出しております。

次に、所得割でございます。所得割につきましても、同じく1月1日現在で住民登録または居住している者の前年中の所得に対して課税される町民税でございます。こちらに対しましては、景気の状態を踏まえて税額を算出し、徴収率98.9%を乗じて計算をしております。

次に分離譲渡でございますが、前年に土地、建物、株式などの資産の譲渡により生じる所得に対して課税される個人町民税でございます。税率は、長期譲渡の場合3%、短期譲渡5.4%、上場株式等が1.8%となっております。

次に、法人町民税でございます。均等割につきましては、町内に事業所や事務所がある303法人の従業員数、資本金等により課税する均等割額でございます。ご覧のような9区分で構成をされております。

次に法人税割でございますが、町内に事業所や事務所がある法人の法人税額に基づき課税される法人町民税でございます。法人税法の改正により、平成26年10月1日以降に開始する事業年度より新税率が適用されることとなっております。法人税率の税率は、資本金等の金額が10億円以上の法人及び相互会社につきましては12.1%、5億円以上10億円未満の法人につきましては10.9%、5億円未満の法人及び資本金、出資金を有しない法人、これにつきましては9.7%となっております。前年度当初予算は5,000万円の計上ございました。税率改正の影響もありますが、近年の状況等を踏まえ、対前年比1,900万円の増を見込んでおります。

次に、固定資産税でございます。土地につきましては、1月1日現在の現況の地目による課税をいたしております。税率としては1.4%でございます。この中では、小規模住宅用地について、6分の1の課税の特例が適用されております。その他の住宅用地につきましては、3分の1の特例の適用でございます。南部地区区画整理地内の使用収益開始に伴う課税による増や、ここ数年続いていた地価下落が落ちついてきたことにより、対前年比7,291万5,000円の増を見込んでおります。

次に、家屋でございます。こちらにつきましても1月1日現在に存在する家屋に課税されるもので、税率は1.4%、土地と同じでございます。新築後、専用住宅については3年間もしくは5年間について、2分の1の軽減措置が適用されるところでございます。平成27年度は3年に一度の評価がえの年度でありまして、家屋評価額の見直しが

行われ、また軽減終了や滅失、取り壊しなども考慮し、対前年比1,304万5,000円の減額を見込んでいます。

償却資産につきましては、町内の工場、事業所等が1月1日現在に所有する有形固定資産の課税標準額に対して、1.4%の税率を乗じて課税するものとなっております。こちらにつきましては自然償却の部分が大きいというところで、対前年比768万7,000円の減額を見込んでいます。

次に配分でございますが、配分につきましては大臣配分、県知事配分ということで、内容としては償却資産と同じとなっております。これは、都道府県をまたいで存在する償却資産については大臣配分、県内の市町村をまたいで存在する償却資産については県知事配分として価格が配分されてくるもので、ご覧のような会社が適用となっております。

それでは、1ページおめくりください。

国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございます。本町におきましては全て交付金の対象ということで、神奈川県企業庁が所有します償却資産と関東財務局のほうで所有しております土地について対象となっております。金額は、ご覧のとおりとなっております。

次に、軽自動車税でございます。原動機付自転車、こちらにつきましては、町税条例第28条に規定する当該年度の4月1日現在で登録されている原動機付自転車に係る軽自動車税となっております。税率及び金額につきましては、ご覧のような内容となっております。

次に軽自動車、こちらにつきましては、同じく税条例の第28条に規定するもので、4月1日現在で所有されている軽自動車に係る軽自動車税でございます。二輪から四輪までものが対象となっております。ご覧のような形での税率及び見込み税額となっております。

次に小型特殊自動車、こちらにつきましても、前二つのものと同様に、税条例28条に規定し4月1日現在で登録されている小型特殊自動車に対して課税されるものでございます。農耕作業用車とその他の小型特殊自動車、こちらにつきましてはフォークリフト等が含まれるわけですが、ご覧のような台数が登録されておりまして、金額についても、このような形になってございます。

次に小型二輪車、こちらにつきましても4月1日現在に登録されている小型二輪車に係る軽自動車税ということで、こちらにつきましては排気量が250ccを超えるものということで登録されているものに限るということでございます。税率及び台数、見込み税額は、ご覧のとおりでございます。

次にたばこ税、こちらにつきましては、町内で消費されるたばこに課税されるたばこ税でございます。税額及び税率につきましては、こちら記載のとおりとなっております。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、地方譲与税、1、地方揮発油譲与税1,100万円でございます。こち

らは、国税として徴収されます地方揮発油税の金額の100分の42を市町村の道路延長及び面積に応じて交付されるものでございます。

その下になります、自動車重量譲与税2,100万円。こちらは、国税として徴収されます自動車重量税の3分の1を市町村の道路延長、面積に応じて交付をされておりましたけれども、平成22年度から暫定税率2分の1を軽減する措置がとられたために、地方に負担がかからないよう自動車重量税の1,000分の407が交付されることになったものでございます。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

次に、利子割交付金でございます。預金利子に課税される県民税の一部が県民税の割合に応じて町に交付される交付金でございます。15%が国税、所得税、5%が県民税、県収納額から1%を控除した残りの5分の3を県民税の額に按分され県から町へ交付されるものでございます。近年の決算の状況等から推計いたしまして、前年比50万円の減としているところでございます。

次に、配当割交付金でございます。上場株式などの配当に係る税金の一部を財源として、県が一定の基準により町へ交付する交付金でございます。県収納額の100分の99に5分の3を乗じた額を県民税の額により按分して町へ交付されるもので、こちらにつきましても、近年の決算の状況から推計し前年同額としているところでございます。

1ページおめぐりください。

次に、株式等譲渡所得割交付金でございます。株式などの譲渡により生じた所得に係る税金の一部を財源といたしまして、県が一定の基準により町へ配分する交付金でございます。県収納額の100分の99に5分の3を乗じた額を県民税の額に按分して町へ交付されるもので、こちらにつきましても、近年の決算状況等を考慮した上で前年同額としてございます。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、地方消費税交付金2億5,000万円。こちらは、県収納額の2分の1を国勢調査人口、事業所・企業統計調査従業員人口に応じて市町村に4期に分けて交付されるものでございます。こちらは、平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴いまして、こちらの税率を1.7%に改定をされているものでございます。

続いて、自動車取得税交付金1,000万円。こちらは、県収納額の66.5%が市町村の道路延長、面積に応じて交付をされております。平成26年4月から、税率が現行の5%から一般自動車は3%、軽自動車は2%に改定されたことから、前年度予算額に対し200万円の減としているところでございます。

続いて、地方特例交付金、減収補填、住宅ローン減税分の特例交付金です、1,500万円。こちらは、所得税から住民税への税源移譲により、所得税から控除し切れない住宅ローン控除分を住民税から控除することになっておりまして、町民税算定のうち、これに相当分を見込んでいるものでございます。

続きまして、地方交付税、1、特別交付税、こちらが2,000万円。地方交付税のうち6%分が、普通交付税で算定し切れない特別な財政需要や過大な財政収入積算など

に対応して交付されるものでございます。

2番目としまして普通交付税2億1,000万円。こちらは、税収増が見込めないため、引き続き普通交付税が交付される見込みとなっておりまして、地方消費税交付金が増収となることから、その見合いといたしまして前年度比6,000万円の減とさせていただいております。

以上です。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

次に、交通安全対策特別交付金、交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資とし、道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付されるものでございます。前年度より65万円の減でございます。

○福祉課長（遠藤伸一）

続きまして、児童福祉費負担金でございます。1番、2番が放課後児童クラブに関するものでございます。27年度現年度分としては、月平均147名分を利用者として見込んでございます。

3番、4番については、保育園の保護者負担金でございます。なお、3番については、子ども・子育て支援法に基づくということで、細節の名前が子ども・子育て支援給付費保護者負担金というふうに名前が変わっております。年間の延べ児童数は、3,958人を見込んでございます。

○環境防災課長（秋谷 勉）

続きまして、生ごみ処理機設置費負担金でございます。11万円でございます。平成24年度より行っております生ごみ処理機設置推進事業、こちらはキエーロの設置でございますが、こちらの一部負担金を計上しております。今年度は普及促進のため一部負担金をさらに低減しまして、合計30台の補助を予定しております。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、のびのび子育てルーム事業利用保護者負担金でございます。198万円でございます。こちらにつきましては、のびのび子育てルームの利用者負担ということで、90名、月2,000円の11カ月で見込んでございます。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、三つ飛ばしまして、総務使用料、総務管理使用料、4、自動販売機設置料35万8,000円。開成町行政財産の目的外使用に係る使用料条例に基づく自動販売機設置に伴う使用料でございます。設置場所としましては、役場庁舎と町民センターに設置しております8台分を見込むものでございます。

○産業振興課長（井上 新）

四つほど飛びまして、瀬戸屋敷使用料27万3,000円でございます。こちらは、瀬戸屋敷の主屋、土蔵ほかの施設使用料でございます。

2、瀬戸屋敷駐車場使用料30万3,000円。こちらは、あじさい祭期間中の瀬戸屋敷駐車場の使用料となっております。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、土木使用料、住宅使用料、1、町営住宅使用料現年度分969万8,000円。こちらは町営住宅使用料でございます、計44世帯分の徴収見込み額でございます。

同じく、その下、滞納繰越分としまして26万1,000円となっております。

○街づくり推進課長（池谷勝則）

続きまして、土木管理使用料になります。1、道路及び水路占用料になります。305万9,000円です。開成町道路占用料徴収条例、開成町水路及び認定外道路に関する条例の施行に伴い、道路及び水路等の占用料を徴収するものです。道路占用につきましては45件、水路等の占用については183件を予定しております。なお、平成27年度からは南部地区土地区画整理事業区域内の埋設物等の占用料を追加しております。前年度比119万円の増になっております。

○教育総務課長（橋本健一郎）

1ページおめくりください。

おめくりいただきまして四つ飛びますけれども、幼稚園使用料となっております。幼稚園保育料現年度分でございます、1,221万円。こちらにつきましては幼稚園の保育料、月額5,500円の12カ月、185人分を見ているところでございます。

一つ飛びまして、預かり保育料49万円。こちらは、幼稚園で昨年からはじめました預かり保育に関します保育料となっております。500円の7人の140日分で見込んでございます。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

続きまして、保健体育使用料、夜間照明使用料でございます。文命中学校及び開成南小学校グラウンド等の夜間照明使用料となります。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

三つ飛ばしまして、町税手数料でございます。諸証明手数料でございますが、こちらについては、町手数料条例の規定により発行する諸証明、税の証明等に関する手数料でございます。

次に、督促手数料でございます。こちらにつきましては、各種税の納期内納付がなかった方に対して発行する督促状の手数料でございます、2,000件を見込んでいるものでございます。

次に、戸籍住民手数料でございます。この中の戸籍手数料ですが、こちらにつきましては、戸籍、除籍、改製原簿・抄本等の発行手数料となっております、3,030件を見込んでいるものでございます。前年比5万2,000円の減で見込んでございます。

次に、住民基本台帳手数料でございます。こちらにつきましては、住民票等発行手数料7,700件でございます。また、住基ネットICカード手数料50件を見込んでございます。こちらにつきましては、前年度比11万5,000円の減で見込んでございます。

次、印鑑証明手数料。こちらにつきましては、印鑑証明の証明書の発行手数料で5,

300件を見込んでおりました、27万円の減となっております。

○環境防災課長（秋谷 勉）

衛生手数料、保健衛生手数料、し尿処理手数料の現年度分と滞納繰越分でございます。現年度分134万6,000円、滞納繰越分1万3,000円でございます。し尿処理の収集の手数料でございますが、対象家屋が減っております。前年度比31万7,000円の減額で見込んでございます。

続いて、粗大ごみ収集手数料でございます。257万2,000円です。家庭から排出される粗大ごみの収集・処理についての手数料で、微増でございますが2万7,000円の増と見込んでございます。

4番が犬の登録等手数料でございます。狂犬病予防法に基づきます事務等に係る手数料でございます。内容については犬の新規登録申請手数料以下となっております。前年度比2万4,000円の減額を見込んでございます。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、七つほど飛びまして教育手数料となっております。幼稚園手数料、幼稚園入園料でございます。金額としては31万5,000円、入園料3,000円分の95名と年度途中の入園者分10名を見込んだ金額となっております。

○保険健康課長（田辺弘子）

その下、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、1、国民健康保険保険基盤安定制度国庫負担金。低所得者に係る保険税額分のうちの国負担見込み額ということで、補助率2分の1になってございます。

次に、2、介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金ということで、平成27年度から、公費による介護保険料の軽減強化策として、法改正により公費を投入して低所得者のための保険料を軽減する仕組みが新たに設けられて、補助率2分の1でございます。

○福祉課長（遠藤伸一）

続きまして、障害者介護給付費等負担金でございます。1、障害者自立支援給付費負担金、障害者総合支援法に係る障がい福祉サービス（居宅介護等）に係る負担金でございます。負担率は2分の1でございます。

2、障害者自立支援医療費負担金（更生医療）、更生医療に係る障害者医療費に対する補助金、補助率は2分の1、3名を推計してございます。

3番、障害者自立支援医療費負担金（育成医療）でございます。育成医療に対する国庫負担金、補助率2分の1でございます。

続きまして、児童福祉費負担金、1、障害児通所給付費負担金でございます。児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援等）に係る負担金でございます。負担率2分の1でございます。

2、児童手当負担金。3歳児未満の被用者に係る扶助費の45分の37、それ以外に係る扶助費の3分の2を国が負担してございます。

3番、子ども・子育て支援給付費国庫負担金、これは新法の子ども・子育て支援新制度、私立保育所入所委託料、子ども・子育て支援施設型給付、子ども・子育て支援地域

型保育給付の国庫負担金でございます。国の基準に対しての2分の1でございます。

○保険健康課長（田辺弘子）

続いて、衛生費国庫負担金、衛生費負担金、1、養育医療費負担金でございます。未熟児養育医療費の公費負担に係る費用の2分の1を国が負担するものでございます。

○福祉課長（遠藤伸一）

続きまして、1ページお開きいただきまして、国庫補助金に移ります。細節1、地域生活支援事業費補助金でございます。訪問入浴、相談、移動支援、日中一時支援等の事業に対する統合補助金でございます。

次に、1、臨時福祉給付金事務費補助金でございます。平成26年4月からの消費税引き上げに対し、低所得者に対する負担の影響を見て、低所得者に対する適切な配慮を行うための国施策である臨時福祉給付金の事務費に対する国庫補助でございます。補助率は10分の10でございます。

2、臨時福祉給付金給付費補助金、昨年度に引き続きのものでございますけれども、消費税の引き上げに際し低所得者対策ということでございます。金額については、歳出のほうで説明します。給付費に対しても10分の10の補助金でございます。

次に、子育て世帯臨時特例給付金事務費補助金、これにつきましても、子育て世帯に対する消費税の引き上げ対策ということでございます。10分の10の事務費の補助金でございます。

2番目、子育て世帯臨時特例給付金給付費補助金ということで、これについても給付金の歳出に対して10分の10の補助金でございます。

次に、1、地域子ども・子育て支援事業費補助金でございます。こちら辺も、新法により若干補助金が再編されてございますけれども、地域子育て支援拠点事業、乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援、訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、一時預かり事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業に対する国の補助金でございます。補助率は3分の1でございます。

○環境防災課長（秋谷 勉）

続きまして、衛生費国庫補助金、保健衛生費補助金でございます。循環型社会形成推進交付金16万8,000円、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換の設置補助金のうちの国補助分でございます。窓口として1件分を見てございます。国3分の1、県3分の1、町の負担が3分の1ということになってございます。

○保険健康課長（田辺弘子）

2、疾病予防対策事業費等補助金でございます。特定の年齢の方を対象にした大腸がん及び乳がん、子宮がん検診の無料クーポン発行に伴う費用に対する補助金で、補助率2分の1です。

○街づくり推進課長（池谷勝則）

続きまして、土木費国庫補助金になります。都市計画費補助金、1、社会資本整備総合交付金になります。地域の住宅政策の実施に伴う事業に対して受けることができる交付金で、町では地域防犯力向上事業、勤労者支援事業、町道改良事業、建築物耐震改修

促進事業が対象になっております。

続きまして、道路橋りょう費補助金、同じく社会資本整備総合交付金になります。地域の基盤の創造に資する道路を中心に、関連するほかのインフラ整備事業に対して受けることができる交付金で、町では、既存町道の舗装、補修及び橋りょう整備事業が対象になっております。補助率は55%です。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、四つほど飛ばさせていただきます、教育費国庫補助金でございます。幼稚園費補助金、1、幼稚園就園奨励費補助金17万5,000円。こちらにつきましては、公立、私立に通う保護者への負担軽減ということで補助をするものでございます。国の補助率としては3分の1以内となっております。

続きまして、2、コミュニティ・スクール導入等促進事業補助金10万7,000円でございます。27年度に開成幼稚園にコミュニティ・スクールを導入いたしますので、その制度の補助金ということで国からの3分の1の補助となっております。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

次に、委託金でございます。総務費委託金、戸籍住民台帳費委託金、中長期在留者住居地届出等事務費委託金でございます。こちらにつきましては、外国人の中長期在留者の住民登録届け出等に係る人件費等の経費でございます。前年度比で5,000円の増となっております。

次に、民生費委託金でございます。社会福祉費委託金、国民年金事務費交付金でございます。こちらにつきましては、国民年金の資格の取得、移動等の事務に係る人件費、物件費の経費及び国民年金事務に係る相談等の経費でございます。48万9,000円の増となっております。

○産業振興課長（井上新）

続きまして、農林水産業費委託金、農業費委託金、2の農地中間管理事業費委託金14万7,000円でございます。こちらは、神奈川県農業公社の行っております農地中間管理事業業務に対する業務委託費でございます。

○保険健康課長（田辺弘子）

続きまして、県支出金、県負担金、民生費県負担金、保健基盤安定負担金、1、国民健康保険保険基盤安定制度県負担金でございます。低所得者に係る保険税額分のうち、県負担見込み額となっております。

続いて、2、後期高齢者医療保険安定制度県負担金となります。低所得者に係る保険料減額分と、元被用者保険の被扶養者だった者に係る保険料軽減による減額分のうち県負担見込み額で、補助率4分の3になっております。

3、介護保険低所得者保険料軽減県負担金になります。平成27年度から、公費による介護保険料の軽減強化策ということで、県の補助金4分の1でございます。

○福祉課長（遠藤伸一）

1 ページおめくりください。

続きまして、1、障害者自立支援給付費等県負担金でございます。障害者総合福祉法

に基づく障がい福祉サービスに係る負担金でございます。負担率は4分の1でございます。

2、障害者自立支援医療費負担金（更生医療）、更生医療に係る障害者医療費に対する補助、県補助率4分の1でございます。

3、障害者自立支援医療費負担金（育成医療）、障害除去のための育成医療費に対する4分の1の補助金でございます。

1、障害児通所給付費負担金、児童福祉法に基づく障害児通所支援等に係る負担金、県補助率4分の1でございます。

2、児童手当県負担金でございます。3歳未満の被用者に係る扶助費の45分の4、それ以外に係る扶助費の6分の1を県が負担しております。

3、子ども・子育て支援給付費県負担金、子ども・子育て支援新制度に係る私立保育所入所委託料、子ども・子育て支援施設型給付、子ども・子育て支援地域型保育給付の県負担金で、基準額の4分の1でございます。

○企画政策課長（亀井知之）

二つ飛ばしまして、市町村移譲事務交付金218万1,000円。これは、地方自治法の事務処理の特例制度により、県から移譲された事務の執行経費に係る県からの交付金となっております。

○保険健康課長（田辺弘子）

一つ飛ばしまして、衛生費県負担金、1、養育医療費負担金になります。16万3,000円ということで、未熟児養育医療費の公費負担に係る費用の4分の1を県が負担するものでございます。

○福祉課長（遠藤伸一）

続きまして、県補助金に移ります。一つ飛ばしまして、2、民生（児童）委員活動費補助金でございます。31名の委員の活動費補助金、推薦会補助金、補助率10分の10でございます。

3、老人クラブ活動費補助金、県の基準単価にクラブ数を掛け算出された額、補助率3分の2でございます。

一つ飛ばしまして、5、重度障害者医療費補助金でございます。重度障害者が医療機関で診療を受けた通院、入院に係る保険適用分の医療費を助成する制度でございます。県補助対象額の医療費及び審査手数料の2分の1の補助でございます。

一つ飛ばしまして、1、地域生活支援事業費補助金でございます。訪問入浴サービス、相談、移動支援、日中一時支援等の事業に対する国統合補助金の2分の1を県補助金として補助をいただいております。

次、1、保育対策等促進事業費補助金でございます。町内の認可保育園における分園推進事業費に係る県補助金、3分の2の補助率でございます。

2、ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金でございます。ひとり親家庭等の方が病気で受診し、窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成しております。医療費と国保連合会審査手数料に係る補助金で、補助率は2分の1でございます。

3、小児医療費助成事業費補助金でございます。小児が小学校就学前にあっては入院、通院、小・中にあっては入院に係る保険適用分の医療費助成でございます。県費においては小学校就学前までですので、これに対する医療費と手数料の2分の1の補助金でございます。

4、地域子ども・子育て支援事業費補助金でございます。地域子育て拠点施設事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、一時預かり事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業に対する県の補助金、補助率は3分の1でございます。

○環境防災課長（秋谷 勉）

一つ飛ばしまして、衛生費県補助金になります。保健衛生費補助金、合併処理浄化槽設置整備費補助金でございます。16万8,000円です。これは、先ほど国庫補助の循環型社会形成推進交付金のところでご説明いたしました補助金の県分でございます。

○保険健康課長（田辺弘子）

2、市町村健康事業費補助金でございます。健康増進法に基づく健康増進事業として、健康教育や健康相談等の実施に対する県補助金になってございます。

3、風疹予防接種事業費補助金、こちらは成人の風疹予防接種費用の補助に係る県補助金ということで、補助率3分の1でございます。

○産業振興課長（井上 新）

続きまして、農林水産業費県補助金でございます。1、農業委員会費交付金80万8,000円、これは農業委員会所管事務に対する交付金で、農業委員会の数、農家数、農地面積に応じ交付されるものでございます。

○財務課長（田中栄之）

一つ飛ばしまして、3、地籍調査事業費補助金77万1,000円。地籍調査事業補助基準額102万8,000円に対する国4分の2、県4分の1の補助でございます。

○産業振興課長（井上 新）

4、経営所得安定対策制度推進事業費補助金でございます。106万円、これは経営所得安定対策、旧称、戸別所得補償の事務に対する事務費でございます。

5、人・農地問題解決加速化支援事業交付金36万円、こちらは人・農地プラン事務に対する事務費でございます。

1枚おめくりいただきまして、商工費県補助金でございます。1、神奈川県消費者行政活性化事業費補助金100万円、こちらは地方消費者行政活性化に伴う県消費者行政活性化基金からの補助でございます。充当率100%でございます。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、教育費県補助金、1、放課後子どもプラン推進事業費補助金70万6,000円でございます。こちらにつきましては、開成小学校、開成南小学校で行っております放課後と空き教室を利用して子どもたちの活動をしているものにつきまして、県の補助金ということで補助率3分の2でございます。

続きまして、コミュニティ・スクール導入等促進事業補助金10万7,000円、こ

ちらは先ほどと同じになりますけれども、幼稚園に導入しますコミュニティ・スクールの制度の補助金ということで、県からの3分の1の補助率となっております。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

次に、市町村消防防災力強化支援事業費補助金。災害時の被害軽減のための予防対策等に係る事業を行う市町村に交付され、平成23年度に新設された補助率2分の1のものでございます。木造住宅耐震化促進事業の耐震診断、住宅耐震改修が該当いたします。

○企画政策課長（亀井知之）

次に、水源環境保全・再生市町村交付金310万円でございます。これは、県の神奈川水源環境保全・再生実行5カ年計画に位置づけられた市町村事業に対する県からの交付金でございます。地下水モニタリング事業費等に充当しております。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、市町村自治基盤強化総合補助金510万円です。こちらは平成24年から創設された県補助金でございまして、観光関連施設等整備事業であるあじさいネットワーク事業、市町村幹線道路整備事業である開成駅東口ロータリー改修事業を対象事業と予定しております。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

市町村減災推進事業費補助金でございます。市町村が緊急的に取り組む地震防災対策事業に対して交付される補助金で、平成27年度に新設され補助率3分の1でございます。予定されている事業は記載のとおりです。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、神奈川県市町村事業推進交付金453万5,000円。平成26年度より、神奈川県による補助金の一括交付金化により創設された交付金でございます。内訳としましては、障害児地域訓練事業等の事業費に伴う交付予定額を計上してございます。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

再生可能エネルギー等導入推進基金補助金でございます。町の広域避難所である文命中学校及び開成小学校に再生エネルギー、太陽光発電による発電設備及び蓄電池を整備する事業に対して交付される補助金で、補助率は10分の10でございます。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

次に、一つ飛ばしまして、委託金の徴税費委託金でございます。1、県税徴収委託金、こちらにつきましては、地方税法第47条の規定に基づき、個人の県民税の賦課徴収に関する事務に要する費用を補填するため、県から町へ交付されるものでございます。3,000円掛ける納税通知書発送件数8,126件を見込み、41万4,000円の増を見込んでございます。

次に、人口動態調査事務委託金でございます。こちらにつきましては、県からの交付決定に基づく人口動態調査（出生、死亡、婚姻、離婚）事務に係る県委託金でございまして、前年度比2,000円の増となっております。

○企画政策課長（亀井知之）

続きまして、統計調査費委託金でございます。1、市町村統計調査事務諸費交付金は、

担当者会議の旅費等の統計調査全体に係る交付金です。

次の2、学校基本統計委託金から8、国勢調査委託金は、平成27年度に町内で実施されるそれぞれの統計調査に係る委託金でございます。

○総務課長（小宮好徳）

続きまして、選挙費委託金でございます。本年4月12日執行予定の県議会議員・県知事選挙に係る経費でございます。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、1ページおめくりください。

大分飛びまして、繰入金に参ります。繰入金、基金繰入金でございます。二つ目の学校校舎等整備基金とりくずし、3,000万円でございます。こちらにつきましては、開成小学校の運動場改修工事に活用するために学校校舎等整備基金を取り崩すものでございます。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、財政調整基金繰入金、細説では財政調整基金とりくずし1億円です。扶助費等の町財源負担が増加する中、計画的な投資的事業を継続するために財政調整基金を取り崩すものでございます。

○産業振興課長（井上 新）

商工振興基金とりくずし248万円、こちらは、イベントテントを購入し商工振興事業に活用するため、商工振興基金を取り崩すものでございます。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、繰越金、前年度繰越金1億8,000万円、前年度からの繰越金でございます。想定決算見込みによりまして、前年度比2,000万円の減を見込んでございます。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

続きまして、諸収入でございます。延滞金、加算金及び過料でございます。この中の延滞金でございます。諸税滞納延滞金でございます。町税等の納期限後、納付されない期間に応じて徴収する延滞金でございます。過去の実績等を考慮し、前年同額を見込んでございます。

○産業振興課長（井上 新）

二つ飛びまして、中小企業小口資金融資預託金収入1,000万円、こちらは中小企業小口資金の融資の返還分でございます。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、育英奨学貸付金元利収入33万1,000円でございます。こちらは、貸し付けております育英奨学金の元利収入として貸付者から返還されるものでございます。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

続きまして、総務費雑入、町民カレンダー広告掲載料でございます。町民カレンダーの広告掲載料になりますが、今年度より1件当たり1万5,400円等に変更させてい

ただいております。

○総務課長（小宮好徳）

三つ飛ばしていただきまして、5番の市町村アカデミー受講費助成金でございます。こちらは、職員を市町村アカデミーに派遣した場合の神奈川県市町村振興協会の助成でございます。助成額は5分の4相当額でございます。

三つ飛ばしていただきまして、9番の小田原市斎場事務広域化協議会給与精算金でございます。こちらは派遣職員給与精算金ということで、派遣期間、職員を派遣いたします平成27年と28年度、2年間の予定でございます。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、10、軽飲料等販売手数料80万2,000円。庁舎及び町民センターに設置されております自動販売機の軽飲料販売手数料でございます。

1ページおめくりください。

11、庁舎管理費負担金（水道事業会計庁舎管理費等負担金）75万円。庁舎管理費のうち、公営企業会計の負担分を計上してございます。

12、林野一部事務組合収益配分金135万3,000円、松田町外二ヶ町組合からの収益配分金になってございます。

以上です。

○企画政策課長（亀井知之）

一つ飛びまして、14、公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村交付金でございます。自治宝くじの収益金が県内市町村に配分されるものでございます。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

三つ飛ばしていただきまして、自治総合センターコミュニティ事業助成金でございます。自治総合センターコミュニティ事業の助成金となります。地域コミュニティ助成事業費に250万円、消防団等活動推進事業費に100万円を充当いたします。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

次に、19、滞納処分費収入、こちらにつきましてはインターネット公売を想定してございます。公売価格の3%プラス消費税を滞納処分費として歳入するものでございまして、公売価格は10万円を想定し、滞納処分費3,000円を見込んでいるものでございます。

○総務課長（小宮好徳）

続きまして、足柄西部清掃組合給与精算金でございます。こちら、職員を派遣職員としましての給与精算金でございます。

○企画政策課長（亀井知之）

続いて、小水力発電設備売電料10万円でございます。現在、工事をしております小水力発電設備の余剰電力を東京電力へ売電するものでございます。

○環境防災課長（秋谷 勉）

四つ飛ばしまして、衛生費雑入、ペットボトル等資源物売却代でございます。168万5,000円でございます。資源ごみとして出されたペットボトル、紙類を資源とし

て売却する際の売却益でございます。紙類の単価が下がっておりますので、前年度比 17万9,000円の減額を見込んでございます。

○保険健康課長（田辺弘子）

2、後期高齢者健康診査事業補助金でございます。神奈川県後期高齢者医療広域連合健康診査事業補助金交付実施要項に基づく後期高齢者の健康診査費用、事務費等を含んだ補助金でございます。

一つ飛ばしまして、4、後期高齢者医療長寿・健康事業補助金になります。後期高齢者に対する人間ドック助成に対する神奈川県後期高齢者医療広域連合からの補助金になります。

○街づくり推進課長（池谷勝則）

続きまして、節が土木費雑入になります。3番の送電線下補償料になります。平成26年12月に南部地区土地区画整理組合から移管を受けたみなみ中央公園に架線されている送電線の補償料になっております。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

消防費雑入、消防団員退職報償金でございます。5年以上勤務して退職した消防団員に、勤務年数及び階級に応じた額が消防団員等公務災害補償等基金から交付されるもので、前年度比35万5,000円増を見込むものでございます。

次のページをおめくりください。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

三つほど飛ばしていただきまして、7、スポーツ振興くじ助成金になります。こちらは、日本スポーツ振興センターの総合型地域スポーツクラブ活動助成金となります。スポーツ振興くじ、いわゆるtotoの収入を財源といたしまして、開成町総合型スポーツクラブの運営に対する助成財源に充てます。対象経費の10分の9が補助となります。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、8、物件移設補償金403万7,000円でございます。こちらは、借地しております開成幼稚園のどんぐり広場の土地収用に係ります物件移設費の補償費ということで、県からの収入を見込んでございます。

○財務課長（田中栄之）

款町債、項町債でございます。臨時財政対策債3億円、こちらは一般財源の不足分に充当をするものでございます。

土木債、道路橋りょう債、町道改良事業債2,130万円、町道122号線及び町道227号線舗装・補修工事、源治橋かけかえ工事に充当するものでございます。

教育債、小学校債、小学校運動場改修事業債2,660万円、開成小学校運動場改修工事に充当いたします。

衛生債、一般廃棄物処理事業債、グリーンリサイクルセンター整備事業債5,270万円、開成町グリーンリサイクルセンター施設購入費に充当いたします。

歳入は以上でございます。